

Title	社会主義と生産手段の公有論
Sub Title	Social and public ownership of the means of production
Author	気賀, 健三
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.10/11 (1957. 11) ,p.989(117)- 1013(141)
JaLC DOI	10.14991/001.19571101-0117
Abstract	
Notes	第五十巻記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19571101-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

業だけでなく、社会事業全般について言えることであるが、特に学校社会事業は新しい分野であって、その健全な普及発達をはかるためには、社会一般の関心呼び起こす仕事に、特に大きな努力が必要であろう。そしてこれらすべてを通じて根本的に重要なことは、冒頭に述べたように、社会事業なるものについて正しい概念を持つということである。社会事業を貧困問題の対策の一つのみ考えていては、斯かる重要な新分野の開拓に十分な努力が払われることは、いつまでたっても望み難いであろう。斯くして社会事業の本質的要素がその技術にあるとする考え方は、「逆立ちした認識」とは言えないと思う。

(一九五七・九・一〇)

〔附記〕 本稿を印刷所へ廻したあとで、池川清「ロンドンの学校における学童福祉委員会事業」を掲載した「医療社会事業」第三巻第二号、一九五二年三月号が同氏から送られて来た。私は迂闊にもこの労作のあることを知らなかったが、取り敢えず同氏への謝意をこめてこゝに附記し、この文献の存在を読者諸賢にお知らせして置く。

社会主義と生産手段の公有論

気 賀 健 三

社会主義の統一的な定義を下すことは容易でない。試みに近代にかぎって社会主義といわれる思想の特徴を探るならば、はじめに自然法思想にもとづいた労働の権利、自然の共有の主張が注意をひく。価値は労働によって作りだされるというロックの考え方は、古典学派の理論的支柱ともなったが、他方において労働全収益権を主張する根拠としても利用された。土地が自然の賜物であって、全人類のために与えられた恩恵であるならば、その上に或る柵を設けて個人の占有を認めることは、自然の秩序を犯し、人間の平等を否定する不当な制度と考えられた。社会における一部の階級の富裕と、此の部分における貧困とは、この財産制度あるがために生ずる。この制度を撤廃して共有の制度を施くことこそ、人間から貧困の不幸を取除く唯一の方法と考えられたのである。この当時の社会思想は、自然の法に背いた人為の秩序としての私有財産制度を非難し、搾取のおこなわれない財産

共有の新秩序を建設しようと夢みたのである。

自然法思想のほかに、功利主義の社会観もまた同じく社会主義のために援用された。ロバート・オーエンの思想はその代表的なものである。かれは周知の如く、人間の性格が本人自身に由来するものでなく、その環境によって作られるという環境論の立場を提唱した。人生の目的たる幸福は、それに適する善良な環境によって与えられる。貧困は悪い環境の結果である。少数者が富を占有している現在の環境は、多数者に貧困の運命を与える。オーエンは、財産の共有の制度とともに、資本主義的自由競争にたいして協業の制度を主張した。私有に代る共有と競争に代る協働が分配の不正を除き、搾取を廃止し、労働者に幸福を約束するものと考えられたのである。自由競争の罪悪は、オーエン主義者ばかりでなく、キリスト教倫理を背景にもつ、いわゆるキリスト教社会主義者によっても指摘されたのである。競争と營利主義は労働者を墮落させ、必要なもの、美しいものを供給しないで、儲かるもの、俗悪なものを供給する根源であった。個人的競争に代わる協働の組合、利潤のための生産に代わる必要のための生産は、社会主義の理想であった。

社会主義のもう一つの型、現在において最も大きな影響をもつ社会主義は、マルクスに由来する。近代の自然科学的精神と大陸の合理主義思想から生まれたこの唯物論者は、古典学派の経済理論を学んで労働価値説を受け継ぎ、そこから余剰価値と搾取の理論を導き出した。資本主義の経済に於ては資本家階級による生産手段の私有と生産の社会的性質との矛盾は、結局において、生産手段の公有、社会のための計画的生産、必要に応ずる分配という社会主義を必然的に生みだすことになっている。マルクス主義の特徴の一つは、社会制度の発展を弁証法的発展の法式に当てはめて、社会主義への途を歩む資本主義の矛盾の発展を説いたことである。かれの見解には、社会

主義が望ましい価値を持つという理由で到来する、または期待されるという意味づけはない。資本家社会における階級闘争が必然的にプロレタリアの支配する社会を、そして生産手段の私有を廃止する無階級社会を生み出すというのである。しかしこの学説は社会主義実現の力を労働者階級に求めて、かれらの闘争に勝利への意欲を与えた。そしてこの階級が勝利を得た暁には、国家機関はあげて社会主義実現のための道具として使われるのである。マルクス自身の描く社会の未来像は、一種の無政府状態の社会であるが、その実現の過程においては国家的権力が強大な力を振うのである。

主としてイギリスの古典学派の経済学者の経済理論にもついた社会主義思想として、フェビアン社会主義があげられる。リカード、ミル、ジェボンズ、ヘンリー・ジョージ等によって展開された。不労所得、余剰所得として地代理論は他の生産手段に帰せられる較差所得にも適用される。これらの所得は社会公共の用に供することが公正である。そのためには生産手段の公有を必要とする。ただし、この目的に達する径路と手段は、共同、多数の意思によって漸進的に、一步一步進むことをよしとする。フェビアン主義は漸進的社会改良主義の途を選ぶのである。

これらの社会主義思想の型を探って共通の点を求めるならば、目的において不労所得の排除、手段において生産手段の公有という点にだいたい帰着するであろう。

わが国においては、社会主義思想はほとんど全くマルクス主義によって代表されているといっても過言ではない。この学説は社会主義に至るまでの途を描くことに甚だ熱心であるが、社会主義を描く努力においては甚だ怠慢であった。それが怠慢であったことについては、この学説自体に責任がある。マルクスにとっては、必然に生

ずるものについて細かい設計図を描くことは無用であった。それは空想的な社会主義者に任せておけばよい。当面の仕事は、ひとびとに社会変革の必然の途を明示することであり、かれらの歩く途を誤らしめざることであった。生まれるものは生まれるべくして生まれる。したがってマルクス主義の思想家と運動家はマルクスの公理にしたがって現在の矛盾を指摘し、階級闘争を激しく遂行することにその最大の課題を求めたのである。しかしながら、それからさらに進んで、いかなる社会を作るかについては、かれらはその偉大な指導者の意見に追随する以上を出ない。そこに描かれる約束された社会の輪郭は、生産手段の私有に代る公有、無政府生産に代る計画生産、不平等な所得形成に代る平等な所得分配である。公有にされる生産手段の範囲はどの程度に及ぶか、それをいかに管理するか、生産から消費の過程に至るまでの経済計算の装置はいかに整えられるか、計画の機関とその実施の方法はいかなる形をとるか、さらに個人的所得の分配の原則はいかに定められるか、これらの点について、マルクス主義者たちが語るところはあまりにも少ない。

これらの疑問に答える一つの試みとしては、かつてミーゼスの提唱した経済計算論をめぐる論争がある。経済学的な解答としてそこに提出されたいわゆる自由制社会主義論は、しかしマルクスの精神とはちがった自由主義の支配する世界であった。しかもそれは一つの理論的な解答であって、政治的な実現可能性を考慮した議論ではない。わが国の社会主義者の多くにとっては、社会主義の姿は依然として現実的、具体的な問題としては十分に反省されてはいないようである。

しかしながら、ヨーロッパにおいては、それは極めて現実的な問題である。その一つはソヴェト・ロシアの実験によって示されている共産主義であり、他の一つはイギリスの労働党を主体として要求されつつある社会主義

である。前者は生産手段の徹底的な公有、計画経済の広範囲にわたる実行という点で著しく資本主義の経済とは異なる特長を示している。これにたいしイギリスの社会主義は、十分に実施されたとはもちろんいえないけれども、労働党の政府によって、戦後かなりの程度まで具体化され、今後においてその一層の前進が期待されている。しかしこの国の現在の社会主義観はマルクスの伝統を受けつぐソ連のそれとは甚だしく異なるものがある。かつて、一九三〇年代においては、労働党の思想家たちは、マルクスの影響のもとに立つものが多かった。ウェップ、トリーナー、ストレーチー、ラスキーなどはその有力な代表者たちであった。しかるに第二次大戦後において、この種のひとびとの考え方は移り変った。かつては、生産手段の公有がかれらの理想の実現のために必要な条件であると考えられた。事情によっては非民主的な方法でその政治的権力を維持することすら主張するものがあった。

しかるに今日においては、生産手段の公有の主張は衰えつつある。少なくともかれらの社会主義政策の重要性はその点からほかへ移りつつある。それとともに民主主義の伝統は昔日の権威を回復した。

原則としての生産手段の公有がもし社会主義の条件のうちから取り除かれるならば、現代の社会主義を特徴づけるものとして何が残るであろうか。所得の平等、或いはもっと広い意味での社会的平等の観念をもって、はたして社会主義を特徴づけることができるであろうか。社会主義者たちが平等を叫ぶとき、そのうらには、生産手段の私有と、私有にもとづく営利的生産の体制がこの経済的不平等、ひいては一般に社会的な不平等を産み出す根源をなすものとして考えられていたのである。すなわち平等化の要求は、資本主義生産の体制全体にたいする非難を意味したのであって、単に平等化であればよいというのではない。抽象的に平等を説くことはむしろあまり

意味のないことである。貧富の激しい差を緩和すること、極端な貧困を防ぐこと、集中される巨大な経済的権力を抑制すること、労働者の社会的・経済的地位を向上せしめること、その他この種の要求を個々に掲げて、これをもって平等化の意味とするならば、それは必ずしも社会主義に特有の要求ではない。資本主義社会のなかで、この種の平等主義的改革を要求することは、決して社会主義者の特許事項ではなかった。進歩的な改革を望む多くのひとびとはこれを主張したし、そして保守的な政府ですら、これらのうちの多くのものを進んで実行してきたのである。

在来の定義にしたがった社会主義観からみれば、生産手段の公有の原則を放棄することは、社会主義の理想からの離反であると同時に退却である。しかしながら社会の全体の理想からみれば、この離反は、退却でなく前進を意味するとわたくしは思う。生産手段の公有か私有かは元来一つの社会制度の問題であって、生活上の目的に奉仕するための手段である。肝要な点はそのいずれがよりよくわれわれの生活上の理想に合致するかにある。この理想により適するものは進歩を意味し、適さないものは退歩を意味する。原則としての公有の制度はそれに適するものとは考え難いのである。

公有の原則が生み出す矛盾は、現にそれを実行しているソ連の経済体制のうちにおいても観取される。最近における政治的変動や、工業管理機構の改革の措置、農業工業間の不均衡、インフレーションの危険などはその原因の一つを公有の制度に持つものである。現在のソ連政府は、その当面する経済的困難を解決するために、公有の制度をなお前進せしむべきか、それともさらに後退せしむべきかに迷っており、争われているように見受けられる。

二

生産手段の公有を基本的条件とする社会主義の理想のもつ矛盾はどこに存するか。

まずイギリスの事例について考えてみよう。この国の労働党政府が一九四五年以後に実行した産業の国有化は、イングランド銀行を始めとして、海外航空事業、石炭業、運輸業、ガス・電力事業に及び、保守党政府によって後になって取り除かれた鉄鋼業を加えるならば、一九五一年現在において、従業者総数二一八万余人、全国の工業労働者数の五分の一が官公事業に雇用されるという程度まで進んだ。

これによって生産手段の公有化はたしかに大きな前進を示したのであるが、それによって私有財産の制度が大きな変革を受けたことにはならなかった。というのは、この国の産業国有化は私有の株式を有償で政府が買取るという形式をとったからである。ソ連にみられたような没収でなく、公債を代価とする所有権の移転であった。したがって国有化によって所得の平等化、不労所得の廃止の目的を達成することは甚だわずかな程度に止まった。四五年から五一年までに国有化された産業のために発行された公債は二十一億ポンドで、その平均利子率は三分、当時の平均配当率は四分半であった。株式所有者の所得は九千五百万ポンドから六千三百万ポンドに減少した。税を引いて、純所得の移転は年に二千万ポンドに相当する。これは五一年の総個人所得約百二十億余に比較するならば、極めて僅かの平等効果を示すに止まるのである。⁽¹⁾

公有に移された産業はしかしそれ以後の投資について株主に依存しないから、将来にひびく平等効果は大きいと予想されるかもしれない。だがその点に関する見透しは確実ではない。大きな利潤をあげることが禁止されて

いる国有企業は、新しい資本を民間の資本市場から借入れなければならない。財産の平等化はしたがって、政府が産業を公有化することよりも私有財産そのものの分配を平等化するか、或いは、課税の累進によって所得を平等化する方が、はるかに有効と考えられるのである。

財産から生ずる不労所得が不正であり、不正であるがゆえに、これを廃止すべきであるとするならば——これは古い社会主義者の伝統的な見解であろう——、企業の危険をすら負担しない公債の利子を支払うことの方がかえってその趣旨に反するであろう。自己の貯蓄で得た財産よりも、先祖から相続した遺産を没収する方がその趣旨に適するであろう。

国営移管にさいして有償でこれを実施したことは、しかし公正であろうか。不労所得が不正であるとするならば、その不正を承認する如き有償の措置はやはり不正であるように思われる。

有償の国有化を是認すべき理由はただ一つ、それが公正なことである。それは換言すれば、法の支配を守ることが公正なことである。現に法律によって公然と私有を保障され、その収益の獲得を是認されているとき、ひとびとの享受する正当な権利と、その権利から生ずる合法的な期待を国家が別個の法によって無視することは、国家みずからが法の支配を否定する結果を生む。もし国家が必要あって、その保障せる権利と期待をみずからの手に収めようとするならば、それに相当する代償を支払うのがすなわち法を守るゆえんである。もっとも政府はたとえばインフレーションによって財産の価値を減損させることができる。レーニンは革命にさいしてこの方法を利用した。もし故意に政府がこの方法によって一部の有価証券の価値を減損せしめようとするのであれば、それは甚だしく悪らつな行為である。政府の故意でないならば、私有財産の価値は、元来市場における

その動搖に絶えずさらされているのであるから、それがインフレーションによって低下しようとするか或いは上騰しようとするか、政府がその差額を弁償したり、徴収したりするのはむしろ正当ではないであろう。

個人の財産を他人が無償で取上げることが盗みであるならば、政府がこれを無償で取上げることまた略奪である。しかしこういう反問ができるかもしれない。既得の権利はいかに不正であっても、これを代償なしに停止することができないのであるか、不正なるものを廃止するのに代償は不要であろうと。

たとえ不労所得の取得がいま新たに不正の刻印を押されるとしても、これまで合法的に、したがって正当な所得として承認され、保護されてきたものを、政府が没収することは不正である。まして、たまたま国有化される産業の資本所有者だけが、その財産を没収されるとすれば、それは不正に不正を重ねるものである。したがって産業国有化が公正の原則にもとづいて、有償で行われたのは、イギリスの民主主義的良識を示すものであったといえよう。有償であるとするれば、その価格は何を基準とすべきであるか、イギリスの場合は、その当時における正常の市場価格であった。正常の市場価格をいかにして算定するかについては技術的な困難があるにせよ、この標準はまさに正当なものといえるであろう。ただこの場合の困難の最も大きなものは、国有化される企業が、所有者自身によって経営されている場合である。単なる株式の所有者に過ぎない資本家については、その株式の時価を算定することは比較的に簡単である。けれども、経営者としてのその地位とその収入とは、これをいかにすれば賠償することができるであろうか。陸上運輸業が国営に移されたとき、みずからの苦心と才能によって育成された比較的小規模の企業経営者は、経営権をも喪失するとともに、企業家としての利潤獲得の機会をも奪われたのである。かれらは、職業と生活権をすら議会の立法によって失ったのである。そこで、民主主義の立法

機関は十分に公正であることができなかつた。

生産手段の公有は、有償であるときに不労所得の廃止にはならないことはイギリスの事例によってあきらかであるが、かりに無償で没収する場合を考えたならばどうであろうか。

注(1) Crossland, *The Future of Socialism*, 1956, pp. 483-484.

(2) Robson, *Problems of Nationalized Industries*, 1952. Walker & Candie, *Compensation in Nationalized Industries*, p. 66.

三

生産手段の公有が有償でなく、無償で没収されるとすれば、不労所得は廃止されるであろうか。そして富の不平等は是正されるであろうか。或いは有償であっても、利付証券でなく、一定金額で株式財産を買収するならば、政府として将来にわたる利子負担からまぬかれることが可能のようにも考えられる。——政府がそれに必要なほどの現金を準備しうることは実際問題として想定しがたい——

或る資本額をもって経営される事業が或る利潤を生み出すこと、また資本が需要に較べて稀少であるかぎり、利子が成立し、生産された価値額の一部がこれに帰属されなくてはならぬことは、生産資源の経済的な利用を求めるときに、必然的な現象である。同じように供給量の限られた土地が生産に利用される場合、生産力を異にする土地が異なる程度に価値の帰属を受けるのは、土地の経済的利用にとって必然のことである。

生産手段の公有はこれらの価値の経済的帰属を否定することはできない。できるのは、その現実的帰属を否定

することである。生産手段を公有する政府は、みずからの土地に地代を帰属せしめようとするれば、それは可能である。しかしこれを欲しないで、労働者——その土地を耕作する人民——に与えようとするならば、それも可能であろう。或いは地主たる国家の管理者の役割を演ずる政府が国庫にこれを収納して、公共の用途に転用することも不可能ではない。しかしながら、地代、或いは資本利子、或いは利潤のこのような処分の仕方には、それぞれの個有の結果が伴うことはまぬがれがたい。それよりも何よりも看逃してならないことはかかる不労所得に相当する価値額が発生するという事実である。土地や資本が稀少でないならば、生産せられる価値額が、その使用される土地や資本には帰属しない。すべては労働を提供するものに帰属するであろう。しかし今日資本の供給は無限ではあり得ないし、需要に比較して稀少であるかぎり、個々の資本額には一定の高さの生産力が認められることになる。資本を需要することは、それを使用することが、なしですますより有効だからであり、その有利さの程度は、資本使用の代価としての利子支払いに反映するのである。この生産力の高さに相当する利子率——両者が常に一致するとはかぎらないが——は、資本を利用するあらゆる生産方法について、認められなくてはならない。もしそれを生むに至らない程度の生産能力を発揮する用途に資本が利用されるとすれば、他の事情のひとしいかぎり、それだけ資本が非能率的に使用されることを意味するのである。したがって資本の一定量を或る期間にわたって利用するものは、その同じ期間について一定の利子率の支払いに十分堪えることができるほどに生産物価値を認められるような財貨の生産に従事するのが、資本の利用における最も能率的方法なのである。同じことは土地についてもあてはまる。或る土地の利用が他の或る土地の利用よりもより大きな価値額をもたらすならば、そのかぎりにおいて、その差額は前者の土地に帰属する。もしもこれらの価値額の成立を否定するならば、

ば、どういふ結果が生ずるであろうか。その結果は、土地と資本の経済的利用の途を知ることが全くできなくなる。たとえば巨額の資本を用いて或る財貨を生産する方法と、小額の資本を用いて同じ財貨を生産する方法があるとする。前者は後者よりも生産物一単位あたりについて比較的低廉な労働費用をもって生産することができる——もし両者の方法が同じ一単位あたり労働費用を要するならば、巨額の資本を利用する方法をえらぶ意味はない——。この二つの方法の選択は、利子の負担の有無または軽重に依存する。利子の成立を否定するならば、生産物は労働費用のみをもって測定されるが故に、巨額の資本を要する方法を選ぶのが経済的にみて正しい。——利子の成立を承認するならば、いずれの途を選ぶべきかは、利子率の高さに依存する——しかるに巨額の資本を利用することは、労働と資源とをつねにそれだけ生産の過程に投入することを意味し、それだけ消費財として成熟する財の生産を制限することを意味するのである。より低廉に財貨を生産しようとするほど、より巨額な資本を生産過程に固定せしめなくてはならないことになる。そしてそれに反比例して消費財の供給は欠乏してくるのである。生産財の生産に従事する労働者は消費財の生産に従事する労働者に比較して相対的にいよいよ増大するならば、労働者全体が受け取る消費財のわけ前は相対的にいよいよ減少することになる。

資本の供給を適当に調節し、個々の生産方法についても資本投入額を選択し、最も有利な方法で生産をするためには、どうしても資本にたいする利子の負担を費用として計算しなければならぬ。

このことは生産手段を公有して資本利子の生産における負担を排除しようとしたソ連の計画経済の経験に徴してみても明白である。この国において、或る財貨の生産についていかなる生産方法を選ぶべきかについて久しく論争が学者間につづけられた¹⁾。その論争の結果は、回収期間の概念や収益ノルマの概念、或いは節約率の概念に

よって投資効率を測定し、それによって最も有利な生産方法を決定すべしとするさまざまの考案となつてあらわれた。これらの学説は、いずれも資本主義経済のもとにおける利子率に相当するものを、別箇の名目で提出し、これを資本の利用に用する費用として計算せんとするものである。しかし回収期間の理論にせよ(これは固定資本の利用から生ずる有利さと、固定資本の回収に要する期間の長短とを比較する方法)、収益ノルマ(これは擬制利子率を設ける最も単純な方法)にせよ、或いは節約率(新しい投資がもたらす労働節約とその投資の比率を全国経済的規模で測定し、それだけの生産性向上率を、すべての投資の規準とする案)にせよ、議論の域を出ない。現実の政府の投資割当ては、このような資本負担の計算を行わないで計画されている。政府の工業建設の事業における投資はすべて無利子・無返還である。ちょうど資本主義国における公共事業費の支出のように、無償で国営企業に贈与されるのである。したがって生産物の生産費計算のなかには原材料費・減価償却費と労働費用は計算されるけれども、利子費用は計算されない。国民経済全体として投資にあてるべき部分と消費にあてるべき部分との国民所得の割当てについても、各種産業に投すべき資本の割当てについても、さらにまた、個々の企業投資においていかなる規模においていかなる生産方法を利用すべきかについても、それらの経済的効率を測定する基準は、すべて計画当局者の任意な判断にまかされてしまうのである。ひとり経済学者でなくとも、実際の経営に当るものが、利子率に相等する要素費用の欠如に不合理を感じるのも当然といえるであろう。

ソ連の国民は利子や地代所得が存在しないからといってそれだけ労働所得を高めうるかというならば、必ずしもそういふわけにはいかない。もし利潤、利子、地代を無いものとして生産費が計算され、その生産費で生産物の売却価格が表わされるならば、労働者は資本主義社会におけるよりも安い価格で財貨を獲得することができるは

ずである。マルクスの表現すれば、在来の余剰価値部分はすべて労働者の所得として獲得されるが故に、余剰価値は存在しないことになるかもしれない。というのは労働者の生活水準は向上し、労働力の価値と労働の価値とは一致するに至るからである。しかしながら社会的に単純再生産を継続するためにも、拡大再生産を続けるためにも、労働者がかつて余剰価値に相当していたものを全部取得することはできない。そのうちの一部分はいわば間接費として社会的管理の仕事をするひとびとのために割かれなければならない。政府が引き受ける行政・立法・司法・国防・教育・厚生などの仕事のために或る部分が当てられなければならない。拡大再生産のためには、新しい資本の形成が必要である。これがどの程度に達するかは、労働者自身の決意で定められることなく、政府の決定に依存する。企業の成績に応じて蓄積比率が与えられるのではなく、政府の計画に依存して、それが定められるのである。いずれにせよこれらのものは、労働者の所得部分から差し引かれなくてはならない。この差引分を直接税の形式によるか、間接税の形式によるか、或いは貸金率そのものの低下によってまかなうかは技術上の問題に難易はあるにせよ、政府が任意に決定することができる。

その上もし資本効率を測定して生産規模を定めるだけの合理性をもつ必要があるならば、一定の利子率を費用として負担するだけの計算をしなければならぬ。すなわち生産された価値額の一部分は余剰価値として労働者の所得から差し引かれなくてはならない。そしてその部分は当該資本を用いて生産される財貨の費用として計算される必要がある。

このことは結局、国有国营の企業といえども利潤率の考慮なしには生産要素の合理的処分ができないことを意味する。

資本利子について述べたことは地代にもあてはまる。土地を国有とし、農場を国营とするとき、土地の地代は消滅するであろうか。政府がその徴集を望まなければ、地代は政府に帰属しない。しかし地代に相当する価値額の発生を妨げることはできない。なぜかといえば、地味のすぐれた農場はその劣等なものに比較して同じ労働量、同じ資本量を用いて、多量の生産物を供給する。この差額は、もし政府がこれを徴収しないとすれば、その農場に働く労働者の懐中に帰するであろう。もし政府が生産物の全部を同じ価格で売却し、労働賃金として均一の報酬を農場労働者に支払うならば、政府は地代部分を収得することになる。ソ連のコルホーズ制度は、農場生産物をコルホーズ所有とみなし、それを政府が調達する形をとっている。調達の代価は非常にやすく、一ヘクタール当りの供出量が割当てられている。この調達代金と供出量については地域差が定められている。肥沃の土地、気候の温暖の土地は割当量が多く、調達代金は低く、寒冷の土地においてはその反対の傾向がある。この調節がどれほど実際の地味の相違に適合しているかを正確に測定することは困難であるが、とにかく、そこには地代的要素が認められ、これを政府が収得していることはあきらかである。しかしこのような調節にもかかわらず、各コルホーズの間には貧富の差が激しく、地方的に非常に富裕なコルホーズと甚だしく貧しいものとの差異が共和国間で問題になっているものがある。それには経営者の利潤的要因に帰せらるべき部分と、地味の差にもとづく地代的部分とが含まれるものと察せられるのである。政府が地代を収得しなければ、或いは収得することが少なければ、それに相当する部分は、一部の恵まれた農場労働者の手もとに帰するであろう。

利潤・利子・地代等の余剰価値の獲得は資本主義社会においては、生産要素を効率的に利用するための経済的基準を提供すると同時に、その所有者にとっての経済目的を為している。したがって各生産要素提供者は余剰

価値の獲得をできるだけ大きくしようとする。これにたいし、社会主義の国有国营企業は営利生産でなく社会のための生産であるから、利潤の高底に必ずしもとらわれない。利潤の獲得、費用としての利子および地代の計算は必要であることは認めるが、それは経済的計算の上だけのことである。——こう社会主義者は主張するかもしれない。しかしながら、企業の営利性は企業経営の合理性を測るために、決してどうでもよいことではない。むしろ根本的に必要な条件である。一部の企業が、特殊の公共的目的にもついで非営利的に経営されるとすれば——たとえば国民に低廉な費用で住宅を供給する目的で、政府の補助金を得て住宅建設企業が営まれる——その不足部分は他の企業における利潤によって補うか、国民の税金のうちから補うかしなければならない。すなわち営利的企業は他の営利的企業の成功の負担か、または納税者の犠牲において営まれる。前の場合には、非営利的企業の生産物を購入するとひとびとは、営利的企業の生産物の購入者から補助を受けているのであり、後の場合は、納税者の一部のもの補助を受けていることになる。或る種の企業を営利的に経営するかしないかは、人民の必要を満たすか満たさないかの問題ではなく、その必要を満たす費用をだれが負担するかの問題にほかならない。

注(1) 安平哲二「社会主義経済理論の展開」第二編九一頁以下。

ベトレーム「経済計画の理論」(奥沢訳)第六章参照。

四

生産手段の公有は余剰価値をすべて人民の所得にうつすという議論は、無償でこれをおこなうならば、一応は成立する。ただしそれがそのまま各労働者や農民などに分配されるのではなく、政府がひとまずこれを収得し

て、しかるのちに分配するという形式を踏む。政府がいかにこれを行うかは、直接には政府の立案する計画に依存する。もしも政府が生産財の生産に重点をおく計画を実施しようとするれば、それだけ人民一人一人の受け取る実質所得は抑制されるのであって、当面の所得の増加を必ずしも意味しない。

不労所得を国家の手もとに全部集めてこれを勤労所得者に分配するとき、どれほどの所得増加がえられるか、その予想ははなはだ低いであろう。すなわち国民所得全体のうちで財産所得として計算される部分の割合は次第に低下し(現在欧米において三割以下、日本もそれに近い)、そのうちから貯蓄・投資にあてられる部分と課税を差し引くことを考え併せるならば、公有化がもつ勤労所得増大効果はすこぶるとぼしいにちがいない。このことは、所得分配の平等効果についてもあてはまる。この効果が或る程度期待されるのは、生産手段について無償の没収を行うときのみである。

生産手段の無償没収、不労所得の全面的な否定という措置が生産の面においていかなる影響をもつかは、本論文の当面の目的のそとである。そのさいには政治的な混乱は別としても、経済的な混乱が想像される。それは一時的な混乱に止まらず、国民経済の運営上の多くの障害が生ずるのである。それはソ連経済の実際に徴して論ずることができるけれども、別の機会の課題としたい。

とにかく上述の議論から推して、営利的な生産様式が国有国营の企業においても原則として貫かれなくてはならぬ次第は明瞭であると思う。営利的生産様式が生産手段の私有のもとしてとられる場合と、その公有のもとしておこなわれるときに、いかなる相違をもたらすであろうか。

社会主義者の多くが、人民のための必要を満たすという命題を、生産手段の公有を別としてその個有の目的と

して掲げる⁽¹⁾。そして資本主義の営利的生産がこれに合致しないように説くのを常とする。しかし両者が合致しないのは営利的生産そのことにあるであろうか。その理由は営利的生産にあるというよりも、むしろ分配の不平等に在るとみるべきである。分配が不平等であるときに、貧者はその生活必需品の獲得にさえ困難を感じ、富者は瞬間的な奢侈にも充分の購買力をもつのである。もしも社会のもっとも低い所得者でさえも、生活必需品を購入するに足る程度の金額を得ているならば、営利生産が必要のための生産にならないという理由はない。ただ人民のための必要を判断するのに、個別的な判断よりも政府または公団体の判断がまさると考えられるとき、或いはその充足のために個別的な費用負担よりも共同の費用負担を一そう適切な方法と考えるときには、営利的でない方法でこれを供給する仕組みが選ばれることは、当然にあってよいことである。しかしかかる方法を全面的に拡大することは、社会主義の当の目的からいっても採るべきものではないであろう。消費者の選択の自由は、社会主義経済においては、資本主義的社会よりもなお一そう尊重されるべき理由がある。すなわち前者にあっては、生産者としての地位が、生産手段の支配者たる政府にいちじるしく従属的となる傾向があるが故に、個人の独立性を尊重する工夫は、此の面においてできるかぎり努められなくてはならないのである。

営利生産が一般に自由競争の枠のなかでおこなわれるときには、価格が敏感に生産者を支配することができるけれども、独占的におこなわれるときには、価格は逆に生産者によって或る程度まで支配される。そのかぎりにおいて、独占利潤の獲得が可能であり、営利は購買力を不当に抑圧することができ、この独占力の不当な行使が実際にどの程度までおこなわれているかを知るには、実際の産業の実状を検討しなければならない。現在の資本主義に独占資本主義という名前をつけて、大部分の産業が独占化されていると説くのは誇張に失する。企業の

規模が大きいというだけで独占ということではできないし、企業数が少ないといって独占ということもできない。独占利潤を確保しうるのは、むしろ国営において容易である。私企業にあっては、多くの場合、代用品企業が競争しており、新企業の潜在的競争があつて、長く独占的であることはむしろかしい。もし新しい技術、新しい製品の利用、発明によって、一時的に独占利潤が得られるとすれば、それは、いわば経済的進歩の代価として支払われるのであつて、必ずしも不当のみ難することはできない。新しい企業家の創意の功績において、国営企業が最も退嬰的であることは、しばしば指摘されているところである。独占は統制されるべく、国家的機関による監督は必要であるが、国営でなければ、これを有効に監督し得ないというものではない。

資本主義経済のもとで所得の不平等を是正する方法は、今日ではもっぱら財政的再分配の方法に依存する。所得の累進課税と財産にたいする課税とがそのおもなものである。資本主義的に発達した現代の国々が所得分布において平等化の傾向を示し、しかも最下層の水準を向上させてきたことについては、多数の欧米学者による文献があることであつて、ここに繰り返す必要はないであろう⁽²⁾。事実の問題として、労働者の生活水準は絶対的には向上し、相対的にも上下の懸隔は縮小したといつてよい。マルクスの貧困化の法則を文字どおりに貧困化と解するならば、それは現実に当たらない。この法則が妥当すると主張するためには、別種の解釈をほどこさなくてはならない。たとえば労働者階級にたいする抑圧、生活の不安定、労働の強化、貧乏等等がマルクスのいう窮乏化法則の意味で、それは絶対的に作用するという説がある⁽³⁾。それによれば労働者階級はこれにたいして闘う。反抗があることが窮乏化法則のあることを証明している。労働者の生活水準が実際に上るか下るか問題は問題でないという議論である。或いは労働者の窮乏化とは、労働力の価値以下に賃金が切下げられることを意味するので、必

ずしも生活水準の向上と背反しないとする説もある。生活水準は可変的であり、しかも上向しうるから、そのときは労働力の価値は高くなると解せられるのであろう。或いは、もし労働者の抵抗がなければ、賃金は切り下げられ、労働者の取得部分は絶対的に減少するという意味で、マルクスは正しいとする説がある。しかるにマルクスは資本主義経済のこの内的傾向をそのまま将来の予言として現実的に妥当せしめたために誤った。現実におこったことは、民主主義の政治的発達のもとで、労働者の分前を増大せしめる勢力と方法が力を得て、この内的傾向を非現実化した⁴⁾というのである。

これらの議論はいずれも、窮乏化とか貧困化は事実として起っていないことを認める点では共通である。現実とその反対の現象が起ったことを受け入れる用意をしている点で共通である。しかも、マルクスを救済する理論としては成功しているとは思われない。最初の議論は、経済的な窮乏化の問題をそらして、政治的闘争の事実⁵⁾に転化している。二つの階級のあいだに利害の対立があつて相争うことが、そのまま窮乏化の法則であるというにひとしい。これはおよそ名称に値いしない解釈である。労働力の価値に基準をおこうとする議論は、結局この基準を全く任意なものにしている。労働力の価値が資本主義のなかで向上し得るものであるならば、窮乏化は起らないであらう。むしろマルクスの論理によれば、生産力の向上につれて、一人の生活を維持する物資の生産に要する労働量は減少するのではないであらうか。さらに第三の議論はあたかもマルクスが労働者の抵抗を考慮に容れていないような議論を立てる上において、マルクスからいぢるしくはなれている。かれのいう必然法則は階級闘争のうちに貫徹するものであつて、政治的勢力によつてまげられる如き意味のものではないはずである。労働者階級の勢力による抵抗も、資本家の側における懐柔・妥協的政策も、必然の法則の作用を停止させる如きも

のではないはずである。資本主義の内的傾向としては窮乏化が作用するが、政治的圧力によつてこれは阻止され、逆に労働者の生活向上が可能になつたという説は、マルクスを救うが如くであつて、かえつてこれを否定するものである。マルクスの経済法則は政治的圧力によつて飽のように曲げられるものではない。

いずれにせよ、現代の資本主義的経済の内部において分配の平等化が進められていることを承認することは、生産手段の私有のもとにおける営利生産の矛盾についての非難をいぢるしく緩和するであらう。

生産手段の公有、産業の国営にともなう問題としては、資本家と労働者の間の関係、企業内における労働者の地位、生産手段の所得者と分離された経営者の立場などについても考察する必要がある。また産業の国有国営は、不労所得の廃止や分配の平等化の問題とは一応きりはなして、生産上の意義、経済の計画化(完全雇用の維持・経済成長の促進)におけるその役割などについても論じなければならぬ。産業の国有化にもし経済政策上の意義を認むべきであるとすれば、それは分配上の問題よりも、むしろ後者の生産上の問題にあるであらう。これについては別の機会に取り上げようと思う。

ここで主張しようとしたことは、要するに生産手段の公有を基礎とする不労所得の廃止、分配の平等化、産業の国有化という社会主義思想を特徴づける一連の要求は、それを現実の経済のなかで考えるときに、実行可能性においても、その効果においてもうたがわしいということである。ことに民主政治の規則を尊重してこれらの目標を達成しようとするとき、その実効はいよいよ薄らぐのである。むしろ財産の私有のままの状態において、生産的意味において必要な部門について国有化を實行し、不労所得の廃止や、分配の平等化については、財政的方法に依存することの方がはるかに賢明であると思われる。

現にイギリスの労働党の著述家の多くは所有権の問題を社会主義の基本的問題からはとりはずしつゝある⁽⁶⁾。そして社会主義化のための中心問題を、自由・平等・幸福などのより完全な実現という倫理的目標に置きなおし、その点から改めて国有化なり、再分配政策なり計画化の問題をとりあげようとしている。そのかぎりにおいて社会主義の主張は、資本主義の修正或いは社会改良主義にいちじるしく接近したものとされている。

注(1) たとえばコールドは「社会主義経済学」のなかで一二の公準をかかげている。その多くは一般国民のために必要な欲望を充足させ、労働条件を改善するというに尽きる(公準一、二、三、四、六、八、一二)。かれが特に社会主義者でなければ容認しないと考えているものは、公準四と九、或いは七である。四は労働者の地位と能力を高める措置を要求する。注目をひく言葉は「労働者は生産諸関係において自由にして自治的な状態と、手腕や独創力をかれらの能力の最高限度まで發揮する機会とを必要とする」と述べた点である。この意味は、労働者の団体の代表が企業の経営権に参加することを要求するものの如く解される。しかしかれはそれを明瞭に説いていない。多くの非社会主義者はこれに賛成しないが、社会主義者の多くもこれに賛成しないであろう。

公準九は全体としての所得配分の額を公けの計画によって統制すべしという主張である。この公準がなぜ特に社会主義的であるかの理由は理解しがたい。公準七は経済の均衡と成長のために投資の統制策を要求するものである。所得が国民に分配されてから貯蓄を吸収する方法でなく、あらかじめ投資準備金を積立ててする投資の計画化の要求である。これらが特に社会主義的といわれる理由はないであろう。

(2) たとえば Strachey, J., *Contemporary Capitalism* 第八章、ストレーチーは G. Clark, D. Jay, A. R. Prat, D. Seers の論証を引用して窮乏化説の誤りを指摘している。ジュンキンス (R. Jenkins) は新フロン論集の中の「平等」と題する論文でやはり平等化のおこなわれてきた事実を説明している。アメリカにおける同様の傾向については Simon Kuznetz, *Shares of Upper Income: Groups in Income and Savings*, 1953. Department of Commerce, *Income Distribution in the United States, by Size*, 1944-1950 がある。

(3) 「社会主義講座」8 (河出書房) 日本の社会主義への途 向坂逸郎 二八二—三頁。

(4) Strachey, J., *Contemporary Socialism*, 1956. 第八章一三〇—一五一頁参照。

ストレーチーは、アメリカにおいて労働組合の勢力が有力でなかった時代においても、労働者の生活水準が顕著に向上したることについて、その理由をアメリカの民主政治に求めている。かれは民主的勢力の範囲を労働者の勢力よりも広く、自由な選挙の制度にまでひろげている。そしてアメリカでも、資本主義経済の発展の内的傾向として労働者階級が生活水準を向上させたのではなく、労働者階級や、農民層の民主的勢力の圧迫の結果が、かれらの所得水準を高めたとしている。おもうに、マルクスが窮乏化の傾向をとくときに、このような抵抗を考えないで論じたとても理解しうるのであろうか。

(5) たとえば、さきに引用したコールドの社会主義の公準のなかには国有化や生産手段の公有に関する公準はみあたらない。産業の管理・全体的統制において、国家の活動を歓迎している言葉はあるけれども、公有の議論はない。

小冊子「二十世紀の社会主義」(*The 20th Century Socialism by Socialist Union*) は、平等の倫理的理想に社会主義の重点をおいている。そして資本主義の唯物主義とは火と水の如く相容れないものであると断定する。この断定は誇張にすぎるか、または標準の立て方を置きかえらるものといわざるを得ない。資本主義は平等の倫理を無視はしていないし、社会主義は物質的利益を無視はしていない。もし社会主義の成果を倫理的価値で測るべきものとすれば、資本主義の価値もまた倫理的価値で測るべきである。前者に平等の標語をあたるならば、後者には自由の標語が適当であろう。しかしわずかの反省でわかるように、倫理的な意味の自由と平等とは必ずしも背反するものではない。各人が自由であるためには各人が平等でなければならぬ。不平等なところには不自由がつきまとうのである。ただ平等の特殊な解釈と自由の特殊な解釈において、両者のあいだには相剋がある。ひとつの素質の相違、環境の相違を無視して平等を保障する社会制度を生みだそうとすれば、各人の自由な活動は大いに制限されなければならぬ。或いは優勝劣敗の自由な競争は強者による弱者の支配を生み出すのである。そしていずれの政策も何らかの制約を受くべきものであろう。社会主義の特徴を平等の標語で表現するとき、何の平等をいかにして実現するかを問題にするならば、この標語の意味するものが、資本主義的体制のなかで或る程度まで解決し得ないものでないことが判明するとともに、解決の困難なものが社会主義の体制ならば解決ができるかどうかについて確言し得ないものが多いのである。たとえば「二十世紀の社会主義」の論者は、機会の平等の重視を強調する。教育、職業、その他身分的差別から生ずる社会的地位などについて、富者に特権があった。これを撤廃することは望ましい。これをいかにして、どの程度まで達成しうるであろうか。貧富の差を無くなすことによってであろうか。貧富の差をな

くならずとはどの程度まで可能であろうか、この本の著者は極端な主張を説いてはいない。所得の差があまりに大きいために、等しい条件で交わることのできないほどに人民が階級に分れている状態を改める、これが社会主義者の主張であると(同書二九頁)。

クロストランドは、「社会主義の将来」のなかで所有権が今日では重要な経済的権力となっていないことを強調している。その理由は、大規模な生産と株式会社組織の発達につれて経営者なる特別の階層が生じてくるとともに、資本の調達には私的な所有者よりも、企業の内部蓄積が大きな役割を演ずるに至ったことを強調している。かれは、これまでのイギリスの経過を楽観的に解釈して、貧困、経済的不平等、経済的権力、経済的成長の問題が解決に近い段階に達しているとみる。これらの経済問題について、なお推進すべきことが残っているとしてみても、現在の社会主義者にとっては、かつてのごとく経済問題に社会主義の中心を置くべきでなく、むしろもっと根本的な社会理想にその努力を注ぐことが必要である。そしてこの理想とは社会的厚生と社会的平等である。

ゲイツケルは、公有または国有化について、なお多くの希望をいだいている。しかし平等化政策としては、一部の産業国有化よりも、財政政策の方が有効であったことを認める。今後の国有化は、それを補う意味において必要である。或いは完全雇用の維持のための投資調節策としての便宜手段として、或いは産業民主主義の実現に好適の条件として、考慮されるべきものである。そしてゲイツケルは、社会的・経済的平等化がどこまで公有なしに可能であるか、或いは公有によって可能であるかに上記の諸問題に答える根本の鍵があるとみている。(Gatzke, H.: *Socialism and Nationalisation*, 1956)。

アルブーは国有化の目的と成果を次のように述べている。「社会主義者が公有によってなしとげようとした目的、そしてそれは今日なお生きているが、それは要約すれば、資本の所有者に膨大な収益を与えることによって生ずる搾取を防止すること、完全雇用のために国民の資源を計画化すること、消費者ならびに外国貿易の利益のために産業の能率を高めること、ならびに資本主義産業社会に欠けている労働者の関与の感情と共同目的の精神を再燃させることにあるといえよう。

実際は公有のこれらの目的は現在、他の方法によって達成されている」(新フェビアン論集、邦訳「社会改革の新構想」のうち A. Albu 「産業の組織」一八六―七頁)。

最後に同じフェビアン論集の冒頭に載せられたクロスマンの論旨を紹介しよう。かれによれば、「社会主義者は社会的道徳の進歩を測定するのに、一国家内の法律制度や力の分布に現われた個人人格の平等とそれへの尊敬の程度によってする。

この標準こそは、社会主義の理想という場合にわれわれの意味するものである」と。第二次大戦後の労働党政府は、この目的に向かつて二つの原則を立てた。その一つは全市民にたいして失業・疾病および老年にたいする安全保障を権利として与えることが国家の責任であること、その二つは、社会の各部分のあいだに国民所得の公平な分配を保障することである。クロスマンはこの原則が「福祉国家的資本主義」のもとではまだ不十分にか実行されてないとみる。資本と経済的特権の集中、所得形成の自由放任主義、少数の経営者と官僚による産業支配がまだ続いている。クロスマンはこれをして改革する方法として、資本課税、全国的利潤賃金政策、労働者と組合による経営者の特権の打破の方向などを提唱している。この最後のものが、労働者の経営参加を意味するかどうかは明瞭でない。